

4 申告フローチャート・私は申告が必要ですか？

○このフローチャートの対象は、**平成31年1月1日以降に茨城県に在住している方**です。平成30年12月31日以前に転出した方は、転出先での申告となります。
 ○簡易なフローチャートです。確定申告または町県民税申告の判定は、申告内容により異なります。申告時にご相談ください。



平成30年中に収入のなかった方、非課税所得（遺族年金、障害年金、失業給付金等）の方も申告してください（茨城県在住の親族の税法上の扶養である方は除きます）。

申告をしないデメリットとして、所得判定ができないため、非課税証明書が発行されないほか、医療費の負担が大きくなるまたは保険料の軽減が受けられない場合があります。



○ご不明な点については、**お手元に平成30年分の「源泉徴収票」「支払調書」等をご用意のうえ、税務課まで「申告について」とお問い合わせください。**

申告期間中のお問合せは、その日の受付が終了してからの折り返しのお電話となりますので、ご了承ください。

2 受付方法が変わります

○例年、受付簿に複数の方の受付をしていましたが、個人情報の保護等のため、申告者1名につき1枚の受付に変更します。



3 申告に必要な書類・持ちもの

役場での申告相談は聞き取りの上、職員がパソコンで申告書を作成・出力します。

	項目	備考	チェック
申告するすべての方	個人番号のわかる次の書類のいずれか ・通知カード ・マイナンバーカード ・個人番号記載の住民票等	申告者本人、扶養親族、専業従事者のもの 毎年、申告のたびに提示してください。	
	本人確認ができるもの	運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード等	
	印鑑（朱肉を使う印鑑）	三文判や認め印 ○ スタンプ式 ×	
該当のある方	源泉徴収票	給与・年金所得者	
	収支内訳書 科目別に経費が記載された帳簿 領収書等	営業・農業・不動産所得者 固定資産税、軽自動車税、土地改良費の額等、あらかじめ納税通知書、領収証書や領収書等を元に帳簿に記載したものををご用意ください。	
	支払調書 個人年金等の受け取りの証明書	マイナスの個人年金は、公的年金等と通算できる場合があります。	
	利用者識別番号	税務署から発行された16ケタの番号	
	送付された案内ハガキや申告書		
	申告者本人の還付口座のわかるもの	金融機関の通帳、キャッシュカード等	

受けたい控除の名称	持ちもの	チェック
医療費控除	医療費控除の明細書（税務署指定の様式があります。医療機関や薬局で発行される明細ではありません） 医療費のお知らせ等（保険証の健康保険組合等で発行されたもの） 領収書 高額療養費や保険金等、補てんされた額が確認できるもの 申告特集5ページでくわしく説明します！	
社会保険料控除	平成30年中に支払ったものの領収書、証明書等	
寄附金控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除	平成30年中に支払ったものの控除証明書 契約書・証書・領収書ではありません。	
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳	
勤労学生控除	学生証、在学証明書等	
住宅借入金等特別控除 (新規に受ける場合は町では受付できません)	借入金の年末残高証明書 住宅借入金等特別控除申告書（税務署から送られてきたもの）	

- 寡婦(夫)控除、配偶者(特別)控除、扶養控除については、申告時にお申し出ください。
- 町外居住者の扶養控除は、該当者の個人番号、所得のわかるもの(なければ不要)、生年月日、住所(該当があれば障害者手帳等)が必要です。
海外居住者の扶養控除は、このほかに親族関係書類、送金関係書類(日本語に訳したもの)もお持ちください。
- その他、申告に必要なと思われる書類につきましては、各自お持ちください。